

新型コロナウイルスの影響に対する金融支援

～中小企業者の皆様へ～

千葉県及び日本政策金融公庫では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、それぞれ県制度融資のセーフティネット資金、特別貸付による利用枠を設けています。

利用にあたりましては、県制度融資については最寄りの取扱金融機関（注1）、公庫については県内支店（注2）に相談・申し込みを行うこととなります。

注1 県制度融資の取扱金融機関

（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター

（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北

（信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀

（都市銀行）みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな

（信託銀行）三井住友

（中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫

注2 日本政策金融公庫の支店

（中小企業事業）千葉

（国民生活事業）千葉・松戸・船橋・館山



資金の概要について

県制度融資及び公庫の特別貸付の概要は以下のとおりです。それぞれ売上の減少等を要件とするものであり、中小企業者の状況に応じてご利用いただくこととなります。

項目	千葉県				日本政策金融公庫	
	セーフティネット資金 (一般枠)	セーフティネット資金 (市町村認定枠)		セーフティネット資金 (危機関連保証枠)	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
		(4号)	(5号)		中小企業事業	国民生活事業
対象地域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域	
要件	最近1か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比 3%以上減少 し、その後2か月も同様の見込であること	① 指定地域で原則1年以上継続して事業を行っていること ② 最近1か月間の売上が前年同月比 20%以上減少 し、その後2か月も同様の見込であること ⇒市町村長から認定を受けることが必要	① 国の指定する業種であること ② 最近1か月間の売上が前年同月比 5%以上減少 し、その後2か月も同様の見込であること等 ⇒市町村長から認定を受けることが必要	突発的に生じた大規模な経済危機等により、1か月間の売上が前年同月比 15%以上減少 し、その後2か月も同様の見込であること等 ⇒市町村長から認定を受けることが必要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少 している方 2 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して 5%以上減少 している方 (1) 過去3か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	
資金使途	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	8,000万円 (市町村認定枠、危機関連保証枠と別枠)	8,000万円 (一般枠、危機関連保証枠と別枠)		8,000万円 (一般枠、市町村認定枠と別枠)	3億円 (各貸付制度とは別枠)	6,000万円 (各貸付制度とは別枠)

項目	千葉県				日本政策金融公庫	
	セーフティネット資金 (一般枠)	セーフティネット資金(市町村認定枠)		セーフティネット資金 (危機関連保証枠)	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
		(4号)	(5号)		中小企業事業	国民生活事業
金利	1.1%~1.7% 融資期間により異なる	1.0%~1.4% 融資期間により異なる	1.0%~1.4% 融資期間により異なる	1.0%~1.4% 融資期間により異なる	基準利率 ただし、1億円を限度として融資後3年目までは(基準利率-0.9%) 4年目以降は基準利率	基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは(基準利率-0.9%) 4年目以降は基準利率
融資期間	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転：7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転：7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転：7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置2年以内) 運転：7年以内 (据置2年以内)	設備：20年以内 (据置5年以内) 運転：15年以内 (据置5年以内)	
保証料	0.4%~1.85% 小規模事業者には、保証料率1.15%を超える部分に補助あり	0.75%	0.63%	0.75%	—	
取扱期間	常時	~令和2年6月1日	常時	~令和3年1月31日	—	

※「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の一部の対象者については、(基準利率-0.9%)の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

◎事業の詳細やご不明な点については、ご相談ください。

千葉県商工労働部経営支援課	金融支援室	〒260-8667	千葉市中央区市場町1-1	TEL:043-223-2707
日本政策金融公庫	千葉支店(中小)	〒260-0028	千葉市中央区新町1000	TEL:043-243-7121
日本政策金融公庫	千葉支店(国民)	〒260-0028	千葉市中央区新町1000	TEL:043-241-0078
日本政策金融公庫	館山支店(国民)	〒294-0045	館山市北条1063-2	TEL:0470-22-2911
日本政策金融公庫	松戸支店(国民)	〒271-0091	松戸市本町7-10	TEL:047-367-1191
日本政策金融公庫	船橋支店(国民)	〒273-0005	船橋市本町1-10-10	TEL:047-433-8252